介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

【報告の対象とするサービス等】

①報告対象サービス

　　すべての介護保険適用サービスとします。

②報告の対象となる利用者

　　境町の介護保険被保険者

【報告を行う事故の範囲】

　次の①から④の場合、事業者は境町に報告してください。

①サービス提供による利用者の事故等の発生

ⅰ）送迎等の間の事故も含みます。

ⅱ）ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則としますが、それ以外

でも町に報告しておいた方がよいと判断される場合については報告してください。

　ⅲ）事業者側の過失の有無は問いません。

②食中毒、感染症及び結核の発生

　ⅰ）サービス提供に関連して発生したと認められる食中毒、感染症及び結核について報告

してください。

　ⅱ）感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する１・２・３類の感染症について報告してください。なお、これらについて、関連する法に定める報告義務がある場合は、当該報告とは別に法に従って届出を行ってください。

③職員の法令違反、不祥事等の発生

　　利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）、

高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例が発した場合に報告してください。

　④その他、火災、地震、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等の発生

【報告の手順】

①事業者は、事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに速やかに事故報

告書を提出し、居宅介護支援事業者にも同様の報告書を提出してください。

②死亡事故、感染症の集団感染、虐待、火災等緊急性の高いものは、直ちに電話又はＦＡＸ

等により連絡してください。その後、事故処理の区切りがついたと時点で事故報告書を提

出してください。